

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市南吉田町2145番地1

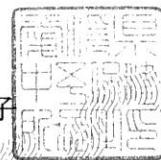
氏名 松山容器株式会社

代表取締役 天野 和久

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者である
~~第14条の5第1項~~
 ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優子



許可の年月日

平成30年 8月14日

許可の有効年月日

平成35年 8月 2日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬（積替え及び保管行為を含まず。）

(特別管理産業廃棄物の種類)

廃油（揮発油類、灯油類、軽油類及びトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むことにより有害なもの）、

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことにより有害なもの）、

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことにより有害なもの）、

感染性産業廃棄物、

廃石綿等、

(裏面に続く)

(裏 面)

燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものの)、

汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものの)、

ばいじん(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものの)、

以上8種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 8月 3日 (当 初 許 可)

平成 9年 2月 7日 (住 所 変 更 (旧: 愛媛県松山市市坪西町1007番地1))

平成10年 6月 30日 (事業の一部廃止)

(廃油、廃酸、廃アルカリ 以上3種類の廃止)

平成10年 8月 3日 (更 新 許 可)

平成15年 3月 21日 (代 表 者 変 更 (旧: 今城 増美))

平成15年 8月 3日 (更 新 許 可)

平成15年12月 4日 (変 更 許 可)

(廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥、ばいじん、燃え殻、鉛さい 以上7種類の追加)

平成18年 5月 2日 (代 表 者 変 更 (旧: 中野 通房))

平成20年 8月 3日 (更 新 許 可)

平成25年 8月 3日 (更 新 許 可)

平成30年 7月 12日 (事業の一部廃止 (鉛さい 以上1種類の廃止))

平成30年 8月 14日 (更 新 許 可)

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有・

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・